

旧条例別表第3の9の項（資材置き場等の区域に建築できる建築物）

都市計画法施行条例

別表第3の9の項 駐車場、資材置き場等に利用する土地の適切な管理を行うために必要な建築物で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと知事が認めるもの

都市計画に関する手続等を定める規則

別表第2の8の項 条例別表第3の9の項に規定する規則で定める建築物

次のいずれにも該当する管理事務所

- (1) 建築物の延べ面積が15平方メートル以下であること。
- (2) 平屋建てであること。
- (3) 彩度の高い色の外装材を使用しない等周辺の景観に配慮するものであること。

審査基準

- 1 駐車場、資材置き場等に利用する土地とは、露天の状態での駐車場、建設資材・重機等の置き場その他これらに類するものに利用するものをいう。
- 2 管理事務所とは、管理上不可欠な所要室（管理事務所のほか、必要に応じて作業員控室、トイレ、シャワー室、更衣室、湯沸室、洗面所等（宿泊室は除く。））を備え、かつ、露天の状態での利用する土地の区域内に設置するものであること。
- 3 周辺の地域における環境の保全上必要がある場合は、露天の状態での利用する土地は、次の措置がとられていること。
 - (1) 適正な高さの塀や樹木などにより周辺を囲う措置
 - (2) 不透水性の材料による舗装、排水溝の設置など土地の区域内の雨水及び汚水を適切に排水するための措置
- 4 周辺の地域における環境の保全を目的として、条例別表第3に定める建築物をより限定した建築物の用途が土地利用計画に定められており、知事がそれを適当であると認めて用途を限定し、区域を指定した場合は、当該制限に適合していること。
- 5 立地について、あらかじめ土地利用計画に基づき市町長と協議し、これを了したものであること。

添付図書

当基準に該当することは、次に掲げる添付図書により判断する。

- 1 理由書
- 2 周辺の地域における環境の保全上必要な措置を示した図書
- 3 予定建築物等の色彩等を示した図書
- 4 立地についての市町長の意見書及び事前協議の内容を記載した図書
- 5 その他特別な事情がある場合は、これを説明するために必要な図書

（解説）

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例における届出又は許可が必要な場合があるので、許可に当たっては、あらかじめ関係部局（県民局環境課）と連絡調整を行うこととする。

なお、この条例による規制の対象物は、次に掲げるものである。

- 1 産業廃棄物の保管 保管する土地の面積が100㎡以上
- 2 特定物の保管 保管する土地の面積が100㎡以上か又は
使用済自動車の場合20台以上
使用済タイヤの場合100本以上
使用済特定家庭用機器（冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機）の場合100台以上
- 3 土砂 区域の面積が1,000㎡以上かつ高さが1m以